

項目	日弁連旧報酬規程	留萌ひまわり基金法律事務所
1. 訴訟事件		
着手金	経済的利益の額が300万円以下… 経済的利益の額の8% 300万円～3000万円… 経済的利益の額の5%+9万円 3000万円～3億円… 経済的利益の額の3%+69万円	経済的利益の額が300万円以下… 30万円(以下、いずれも税抜価格とします。)程度を一応の目安とし、日弁連旧報酬規程の額及び事件処理の困難性を加味して、依頼者との協議により増減のうえ、決定します。最低着手金は10万円とします。 経済的利益の額が、300万円～3000万円… 経済的利益の額の5%+9万円 経済的利益の額が3000万円～3億円… 経済的利益の額の3%+69万円
報酬	経済的利益の額が300万円以下… 経済的利益の額の16% 300万円～3000万円… 経済的利益の額の10%+18万円 3000万円～3億円… 経済的利益の額の6%+138万円	経済的利益の額の16%程度を一応の目安とし、日弁連旧報酬規程の額等を加味して、依頼者との協議により増減のうえ、決定します。 経済的利益の額が300万円～3000万円… 経済的利益の額の10%+18万円 経済的利益の額が3000万円～3億円… 経済的利益の額の6%+138万円
2. 調停事件及び示談交渉事件		
着手金	1.に準ずる。ただし、3分の2に減額することができる。	20万円程度を一応の目安とし、日弁連旧報酬規程の額及び事件処理の困難性を加味して、依頼者との協議により増減のうえ、決定します。最低着手金は10万円とします。

報酬	1.に準ずる。ただし、3分の2に減額することができる。	経済的利益の額の10%程度を一応の目安とし、日弁連旧報酬規程の額等を加味して、依頼者との協議により増減のうえ、決定します。
3-1. 離婚事件(調停事件及び交渉事件)		
着手金	20万円～50万円の範囲の額	日弁連旧報酬規程を基準とし、事件処理の困難性や依頼者の状況等を加味し、依頼者との協議により決定します。
報酬	同上	同上
3-2. 離婚事件(訴訟事件)		
着手金	30万円～60万円の範囲の額	同上 ただし、調停事件及び交渉事件から引き続き受任する場合は、10万円とします。
報酬	同上	同上 ただし、調停事件及び交渉事件から引き続き受任する場合の報酬は、調停事件・交渉事件及び訴訟事件を合算して、30万円～60万円の範囲の額とします。
4-1. 破産事件(非事業者個人破産)		
着手金	20万円以上	日弁連旧報酬規程を基準とし、事件処理の困難性や依頼者の状況等を加味し、依頼者との協議により決定します。
報酬	1.に準ずる。	同上

4-2. 破産事件(事業者)		
着手金	50万円以上	同上
報酬	1.に準ずる。	同上
5-1. 刑事事件(事案簡明)		
着手金	20万円～50万円の範囲の額	同上
報酬	不起訴・求略式命令の場合、20万円～50万円の範囲の額。起訴後、刑の執行猶予・刑が減刑された場合、20万円～50万円の範囲の額	同上
6. 成年後見人・保佐人・補助人選任申立事件		
着手金		10万円～30万円
7. 法律相談		
相談料	30分ごとに5000円～1万円の範囲内	1時間ごとに5000円
8. 出張をする場合の日当		
日当	半日の場合、3万円以上5万円以下 一日の場合、5万円以上10万円以下	半日の場合、3万円。一日の場合、5万円を基準とし、依頼者との協議により決定する。

従来、日本弁護士連合会では報酬(弁護士費用)規程を定めておりましたが、現在では報酬(弁護士費用)規程が廃止され、各弁護士が独自に報酬(弁護士費用)を定めています。

当所では、日本弁護士連合会の旧報酬(弁護士費用)規程を参考に、上記の表のとおりに弁護士費用の目安を定めていますが、弁護士業務は、1件1件がオーダーメイドであり、例えば、離婚事件でもそれぞれ業務遂行の難易度・業務量が異なるものです。そのため、上記の表はあくまでも目安とし、依頼者様との協議により、弁護士費用を決定致します。

なお、上記の表は、典型的な事案類型のみを対象としております。上記の表にない事案類型についても、日本弁護士連合会の旧報酬(弁護士費用)規程を参考に、依頼者様との協議により、決定致します。